

# 明石市第5次障害者計画

## 【骨子案】

平成31（2019）年●月

明 石 市

# 目次

第1章 総論 .....	1
はじめに .....	1
1. 計画策定にあたって .....	1
1-1 国の障害者施策の動向.....	1
1-2 兵庫県の障害者施策の動向.....	2
1-3 明石市の障害者施策の動向.....	3
1-4 計画策定の目的及び趣旨.....	3
2. 計画の位置づけ、策定方法、他計画との関係 .....	6
2-1 計画の法的な位置づけと対象期間 .....	6
2-2 計画の策定方法 .....	7
2-3 他計画との関係 .....	8
3. 計画の推進体制.....	9
3-1 地域とのネットワーク.....	9
3-2 地域総合支援センター.....	9
3-3 地域自立支援協議会 .....	9
3-4 庁内の推進体制 .....	10
3-5 国・県との連携 .....	10
3-6 計画の進行管理 .....	10
第2章 第4次計画の現状と課題.....	11
1. 第4次計画の検証から基本理念設定までのプロセス.....	11
2. 各種調査の実施及び第4次計画の検証.....	12
2-1 アンケート調査結果 .....	12
2-2 関係団体調査結果.....	12
2-3 事業所アンケート調査結果.....	12
2-4 第4次計画の進捗評価.....	12
3. 計画策定において踏まえるべき課題.....	12
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	13
1. 計画の基本理念.....	13
2. 計画の基本目標.....	14
第4章 各論.....	15
資料編.....	16
1. 統計資料 .....	16
2. 各種調査結果.....	16
3. 第4次計画の進捗評価 .....	16

4. 明石市地域自立支援協議会の委員構成 .....	16
5. 策定経過 .....	16

#### ◆本計画書における年号の表記について

本計画書内では、2019年4月1日より以前の年については平成、2019年4月1日以降は西暦で表記しています。図表やグラフについては、2019年4月1日以前のみデータを掲載する場合は平成、2019年4月1日以降のデータも掲載する場合は西暦で表記しています。

# 第 1 章 総論

## はじめに

明石市（以下「本市」という）では、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」や「障害者配慮条例」などの条例整備や、全国で初めての合理的配慮の提供を支援する公的助成制度など、障害のある人もない人も共に支え合い、誰もが安心して暮らせる「やさしいまちづくり」の実現に向けた様々な取組を、障害のある人や支援者、事業者などと、協力して進めてきました。こうした経過が国に評価され、本市は平成 29 年に、東京オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れた「共生社会ホストタウン」第一グループの自治体に登録されました。

とくに一人ひとりを大切にする「やさしいまちづくり」の実現に向かう本市の方向性は、国際的な共通目標「SDGs（Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標）」の「誰も置き去りにしない」という理念と合致しており、より実効性の高い施策へと導くため「(仮称) インクルーシブ条例」を平成 30 年に制定を予定し、マイノリティや社会的弱者、こどもから高齢者まで、すべての人たちが大切にされ、安心して暮らせるインクルーシブな社会を目指しています。

また、平成 30 年 4 月からの中核市移行に伴い、新しいステージの上でさらに大きな役割が関係方面から注目されています。

本計画である「第 5 次障害者計画」は、本市のこうした取組と一体的な関係で策定されることが求められており、インクルーシブな社会の実現を目指して多様な計画実施の取組を進めていきます。

## 1. 計画策定にあたって

### 1-1 国の障害者施策の動向

平成 18 年に国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、我が国では条約の批准に向け、必要な国内法の整備が進められてきました。平成 23 年には障害者基本法が大幅に改正され、法の目的を「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とし、障害者の定義の見直しや地域社会における共生、意思疎通の手段としての言語（手話を含む）、差別の禁止に係わる合理的配慮と社会的障壁の除去などが規定されました。

また、平成 23 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成 24 年には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に大きく改正され、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が

成立するなど、これらの国内法の整備を経て、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准しました。

さらに、平成 30 年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正・施行され、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われることになりました。

## **1 - 2 兵庫県の障害者施策の動向**

兵庫県では、平成 27 年 3 月に「ひょうご障害者福祉計画」を策定しており、計画の最終年度である 2020 年度の目標を「障害のある人もない人も、皆が支えあい、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていけること」としており、目標達成のための基本理念として「自己決定」と「共生」をテーマとして掲げています。

また、兵庫県では平成 30 年 4 月に、誰もが平等に参画できるユニバーサルな社会の実現を目指して「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」が施行されました。そして、障害福祉分野でのユニバーサル社会を実現するために、障害のある方の情報入手や意思疎通を保障するための取り組みを進めていくことを記載した「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」が同時に施行されています。

## 1-3 明石市の障害者施策の動向

明石市（以下「本市」とする）では、障害者施策の方向性を定める計画である「明石市第4次障害者計画」を平成26年3月に策定し、基本理念として「地域で安心していきいきと暮らせる自立と共生の社会の実現」を掲げ、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを進めてきました。また、平成30年3月には障害児者の利用するサービスの安定した提供を確保するための計画である「明石市障害福祉計画（第5期）・明石市障害児福祉計画（第1期）」を策定しました。

第4次計画の期間中に、上掲の基本理念の実現に向けて、二つの条例を制定しました。一つは、平成27年度より施行の「手話言語・障害者コミュニケーション条例」であり、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用促進、手話等コミュニケーション手段を容易に利用できるようにするための環境整備など、障害のある方の情報入手やコミュニケーションを支援する取り組みを進めていくことが位置づけられています。もう一つは、平成28年度より施行の「障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（以下「障害者配慮条例」とする）です。障害者配慮条例では、市内の事業者や団体が合理的配慮の提供を支援する公的助成制度の設置や、差別解消のための相談体制の強化、行政機関の職員や市民の障害理解の促進など、差別解消に向けた環境整備の取り組みが位置づけられています。

また、本市は平成30年4月より中核市に移行し、身体障害者手帳の交付や保健所の運営など、これまでは県が行っていた事務の一部が移譲されました。今後は、地域の実情に応じ、より迅速かつ適切な対応や福祉施策の実施が可能となります。

今後の取り組みとしては、「（仮称）明石市更生支援・再犯防止等に関する条例」や「（仮称）明石市インクルーシブ条例」の制定を予定しています。とくに、インクルーシブ条例の内容が市政全般にわたる取組指針として位置づけられ、「SDGs（持続可能な開発目標）」と連動させていくことによって「誰も置き去りにしない」インクルーシブな社会（やさしいまちづくり）の実現を目指して施策を展開していきます。また、本市は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの「共生社会ホストタウン」として登録されており、海外の障害者スポーツプレイヤーとの交流を通じた障害者理解の促進や、障害のある人もない人もやさしいまちづくりの推進が期待されています。

今後も、障害のある人もない人も一緒に暮らすことのできる共生のやさしいまちづくりの実現を目指して、多様な取り組みを進めてまいります。

## 1-4 計画策定の目的及び趣旨

現行計画の「明石市第4次障害者計画」は平成31年3月をもって計画期間を終了します。そのため、これまでの障害者福祉を取り巻く環境の変化や、国・兵庫県の動向をふまえ、第4次計画期間において取り組んだ障害者施策の実績や課題を確認するとともに、障害のある方のニーズや課題を把握したうえで、今後5年間の本市における障害者施策の方向性を示す「明石市第5次障害者計画」（以下、「本計画」とする）を策定します。

■ 障害者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4 月、平成 17 年 11 月制定） ・身体、知的、精神の 3 障害のサービスを一元化 ・応能負担から応益負担へ 等 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12 月）
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9 月、平成 20 年 5 月発行）
平成 21 年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4 月） ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8 月） ・社会的障壁、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	「障害者虐待防止法」の施行（10 月、平成 23 年 6 月制定） ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	「障害者総合支援法」の改正・施行（施行 4 月、制定 24 年 6 月） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 「障害者優先調達推進法」の施行（4 月、平成 24 年 6 月制定） ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 国において「障害者基本計画（第 3 次）」策定（9 月） ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 ・計画期間の短縮（5 年） 等
平成 26 年	日本が「障害者権利条約」を批准（1 月） 「障害者総合支援法」の改正・施行（4 月） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行（施行 4 月、平成 25 年 6 月制定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 「障害者雇用促進法」の改正・施行（4 月、平成 25 年 6 月制定） （一部、平成 30 年 4 月施行） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 「成年後見制度利用促進法」の施行（5 月、平成 28 年 4 月制定） ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 （8 月、平成 28 年 6 月制定） ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等

<p>平成 30 年</p>	<p>「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正・施行  (4月、平成 28 年 6 月制定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等</li> </ul> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正・制定（5月）（施行は、平成 31 年 4 月予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通事業者等によるハード・ソフトの一体的な取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等</li> </ul> <p>「障害者による文化・芸術活動の推進に関する法律」の制定・施行（6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等</li> </ul>
----------------	---



## 2. 計画の位置づけ、策定方法、他計画との関係

### 2-1 計画の法的な位置づけと対象期間

- 本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「障害者総合支援法」第 88 条の規定による「市町村障害者福祉計画」として策定した「明石市障害福祉計画（第 5 期）」ならびに「児童福祉法」第 33 条の規定による「市町村障害児福祉計画」として策定した「明石市障害児福祉計画（第 1 期）」との整合が保たれたものとします。
- 本計画の期間は 2019 年 4 月から 2024 年 3 月までの 5 年間としています。

年度	障害者基本法	障害者自立支援法（2012 年まで） 障害者総合支援法（2013 年から） 児童福祉法（2018 年から）
2014	<b>明石市第 4 次障害者計画</b>	サービス見込量の見直し
2015		<b>明石市障害福祉計画（第 4 期）</b>
2016	計画の 推進	計画の 推進
2017		サービス見込量の見直し
2018	次期計画の策定	<b>明石市障害福祉計画（第 5 期）</b> <b>明石市障害児福祉計画（第 1 期）</b>
2019	<b>明石市第 5 次障害者計画（本計画）</b>	計画の 推進
2020		サービス見込量の見直し
2021	計画の 推進	<b>明石市障害福祉計画（第 6 期）</b> <b>明石市障害児福祉計画（第 2 期）</b>
2022		計画の 推進
2023	次期計画の策定	サービス見込量の見直し
2024	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定	

## 2-2 計画の策定方法

### (1) 各種会議での審議

○計画策定にあたっては、「明石市地域自立支援協議会」と「自立支援協議会運営会議」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

### (2) アンケート調査の実施

○障害のある人の生活状況やニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

### (3) 関係団体調査の実施

○これまでの本市の施策や今後の課題などに関する意見を把握するために、関係団体・機関への調査を実施しました。

### (4) 事業所アンケート

○平成29年9～10月に、「明石市障害福祉計画」(第5期)及び「明石市障害児福祉計画」(第1期)の策定の際に実施し、各種サービスの見込量や地域住民との相互理解等の実態を把握するために、事業所へアンケート調査を実施しました。

### (5) 事業所アンケート第4次計画の評価・検証の実施

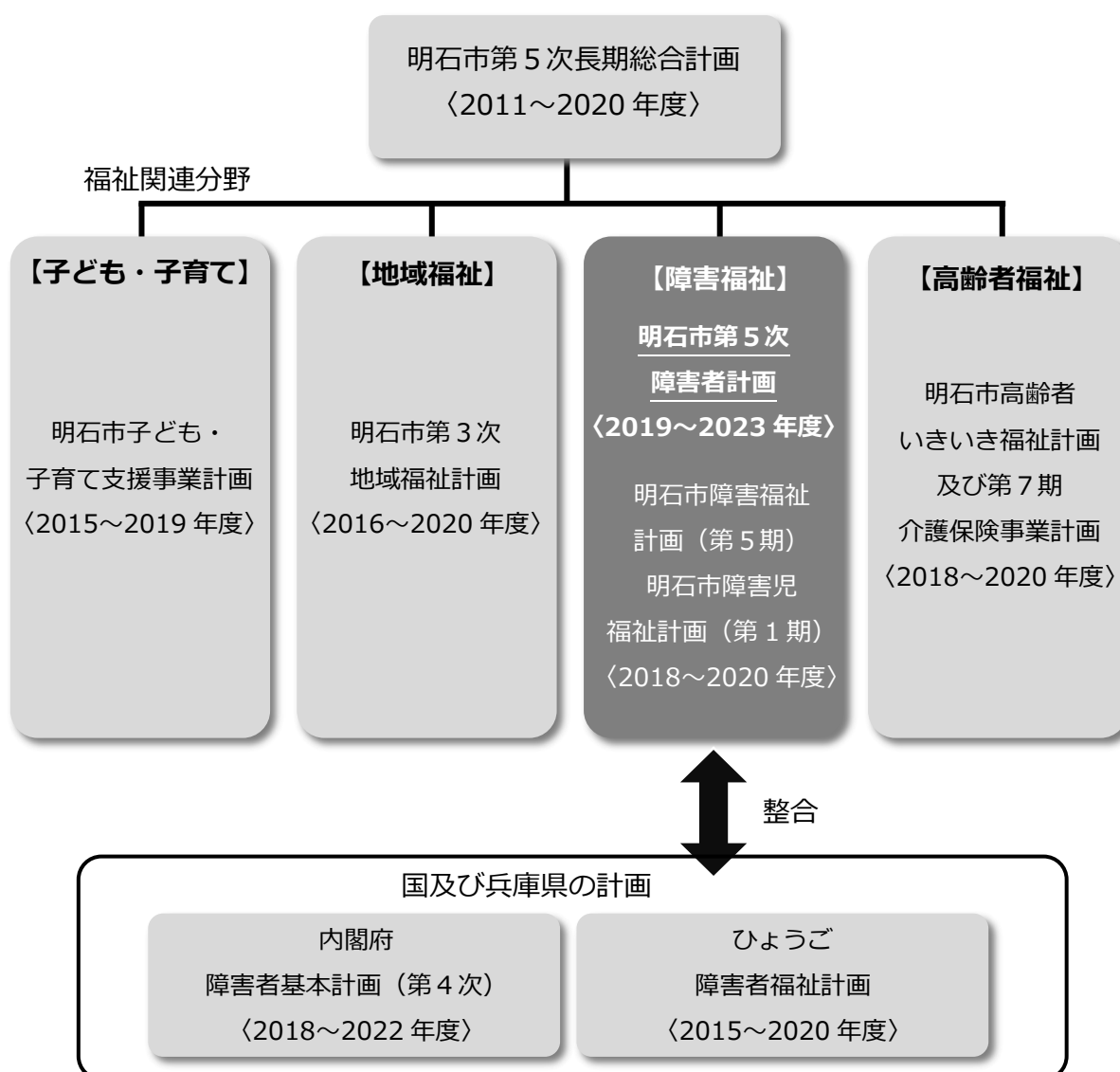
○明石市第4次障害者計画」の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。

### (6) パブリックコメントの実施

○計画策定にあたっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

## 2-3 他計画との関係

- 本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」との整合性をふまえ、策定しています。
- 本計画は、「明石市第5次長期総合計画」を上位計画とし、「明石市子ども・子育て支援事業計画」「明石市第3次地域福祉計画」「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第7期介護保険事業計画」等の関連計画における障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとし、また、小中学校区を中心とする地域社会の取組や他の関連分野における施策との連携を重視し、計画を推進します。



## 3. 計画の推進体制

### 3-1 地域とのネットワーク

- 社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生児童委員や地域団体、障害者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を図ります。

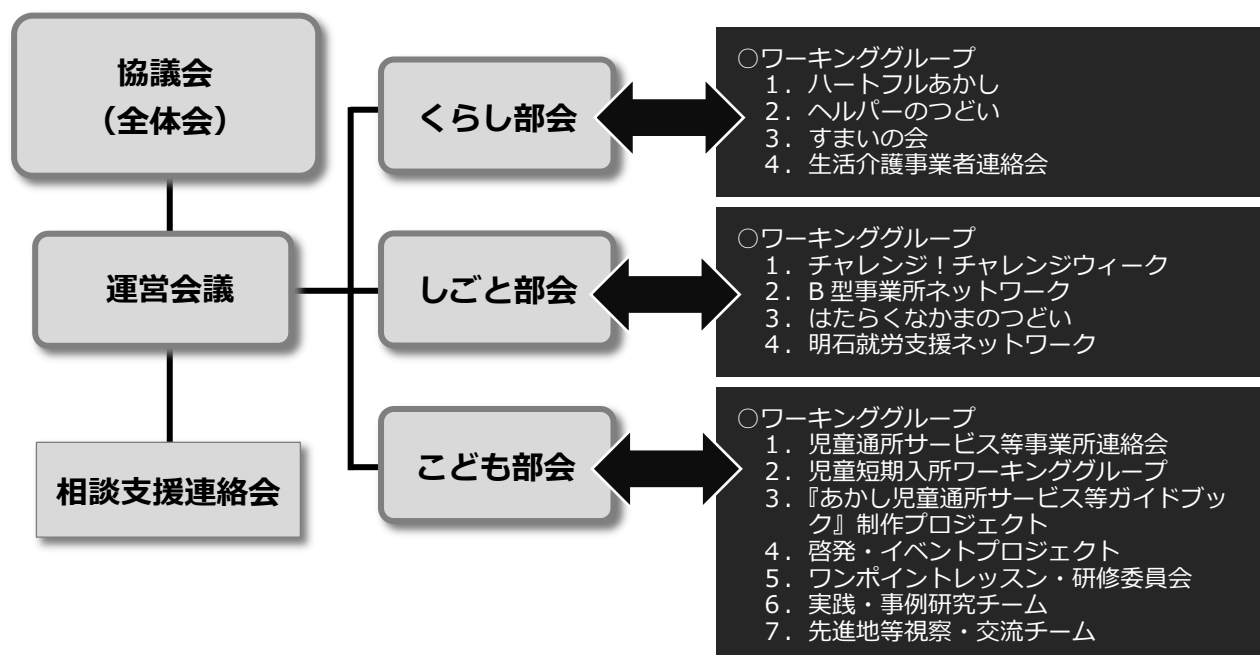
### 3-2 地域総合支援センター

- 地域とのネットワークをベースに、障害のある人や高齢者、子どもなど生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、地域住民による支え合いと公的支援とが連動し、包括的・総合的に支える支援体制の構築をめざすため、平成 30 年 4 月より、総合福祉センターを核拠点とし、社会福祉協議会による一体的な組織体制のもとで、市内 6 か所において「地域総合支援センター」を運用しています。
- 地域総合支援センターでは、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職による障害のある人や高齢者、子ども等の総合的・包括的な相談支援、地域の支え合い体制の構築等、地域福祉の充実について一体的な取組を推進していきます。

### 3-3 地域自立支援協議会

- 本市においては、明石市障害者計画、明石市障害福祉計画、明石市障害児福祉計画の策定に関する審議及びこれらの計画に定める施策の進捗状況についての評価、並びに地域の関係機関の連携、ネットワーク化による支援体制の構築を目的として、平成 21 年度より、明石市地域自立支援協議会を開催しています。平成 25 年度の組織改編により、新たに発足した「くらし」「しごと」「こども」の 3 つの専門部会や、その傘下に組織された各種ワーキンググループ等の活動を通じ、地域総合支援センターとの連携を図りながら、今後も障害のある人の地域生活を支援する体制づくりに取り組めます。

■明石市地域自立支援協議会組織図（平成 29 年 12 月 1 日現在）



### 3-4 庁内の推進体制

○障害者福祉施策については、保健・医療、福祉、教育、児童、防災、都市計画など全庁的な取組が必要なことから、本計画に基づく施策を推進するために、庁内関係部課相互の連携を図りながら総合的な施策の検討や計画的な実施に努めます。

### 3-5 国・県との連携

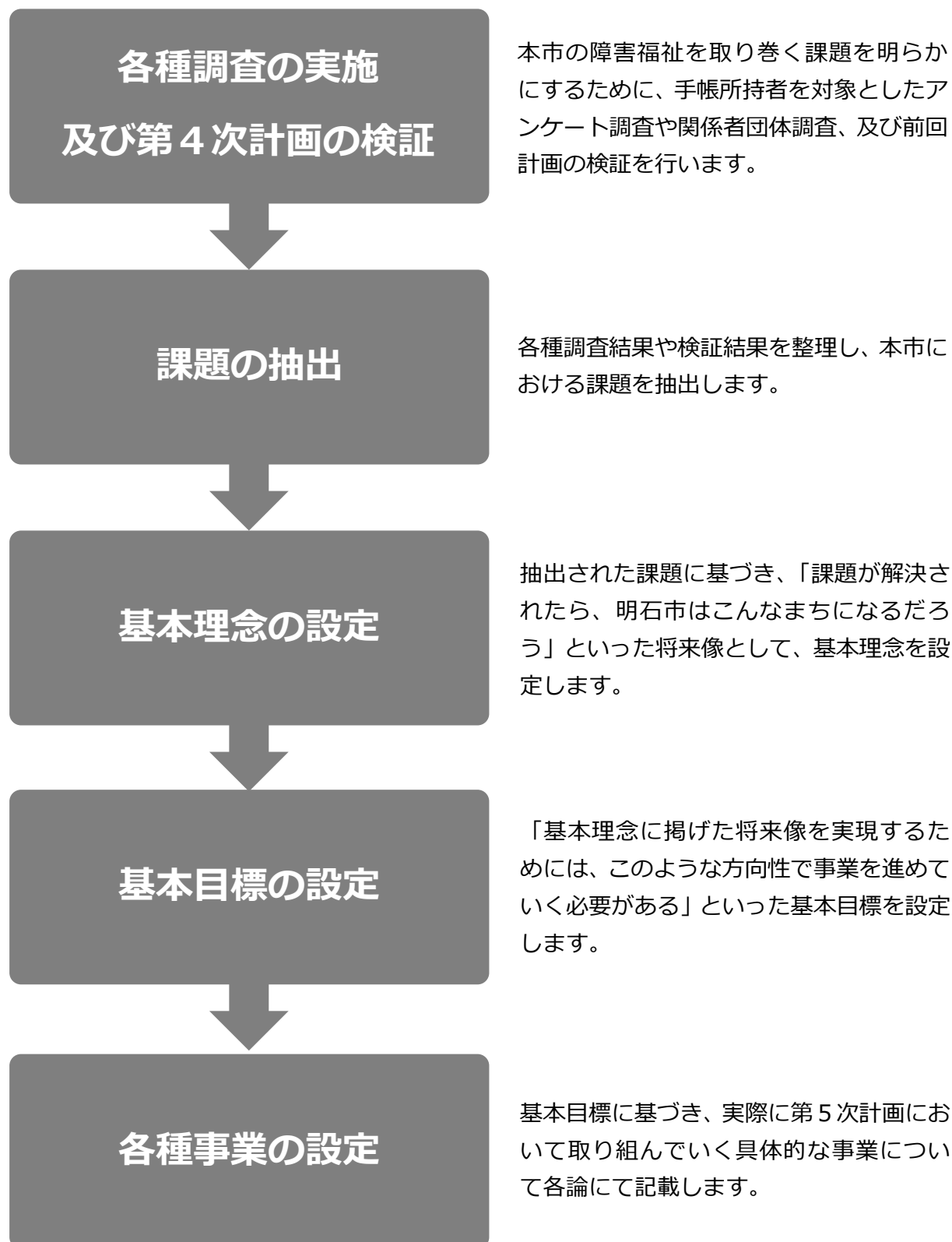
○国及び県との整合性を保ちながら適切な施策展開を図ります。また、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、東播磨保健福祉圏域との連携強化に努めます。

### 3-6 計画の進行管理

- 所管課である障害福祉課において本計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、明石市地域自立支援協議会による評価・点検を行います。
- 「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、明石市地域自立支援協議会などに随時意見を聞きながら、各施策の実施状況などを点検します。

## 第2章 第4次計画の現状と課題

### 1. 第4次計画の検証から基本理念設定までのプロセス



## 2. 各種調査の実施及び第4次計画の検証

### 2-1 アンケート調査結果

アンケート調査結果の概要掲載予定

### 2-2 関係団体調査結果

関係団体調査結果の概要掲載予定

### 2-3 事業所アンケート調査結果

平成29年9～10月に実施した事業所アンケート調査結果の概要掲載予定

### 2-4 第4次計画の進捗評価

明石市第4次障害者計画の進捗状況について概要掲載

## 3. 計画策定において踏まえるべき課題

【例示】

- 1 障害のある人への理解促進、差別解消、権利擁護の更なる推進
- 2 災害対策の更なる取り組み強化
- 3 障害福祉サービス（グループホーム、ショートステイ）の拡充
- 4 障害福祉サービス事業所の人材育成・人材確保
- 5 家族への支援
- 6 医療的ケア対応を含めた保健・医療施策の拡充
- 7 相談支援・就労支援体制の強化

# 第3章 計画の基本理念と基本目標

## 1. 計画の基本理念

### ★基本理念

## 誰もが地域で安心していきいきと暮らせる

## 支えあいによる共生のまちづくりの実現

「共生のまちづくり」とは、地域で暮らす全ての人が、障害などによって分け隔てられることなく、誰もが自らの意思で判断・選択できるような支援があり、その能力を最大限に発揮して自己実現を達成するための環境が整った社会であるということができます。住み慣れた地域で、個人の人格や多様性が尊重され、安心して暮らしていける社会の実現を本市は目指します。

このような観点から共生のまちづくりの実現に向け、障害のある人の社会参加を制限する社会的障壁を取り除く支援（合理的配慮など）を進めるとともに、誰一人として排除することのない、包括的な支援も進めていきます。

こうした包括的な支援は、市外から本市を訪れる多くの人への受け入れ対応にもなり、「共生社会ホストタウン」構想の具体化にもつながります。このような総合的、包括的支援を進めていくためにも国際的な指針となっている「SDGs（持続可能な開発目標）」を十分に踏まえ、本計画の基本理念の実現をめざします。



## 2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、障害のある人の自立及び社会の様々な機会での自己実現を支援するための施策を総合的かつ計画的に実施するために、以下の8つの基本目標を定めます。

※現時点では分野のみの掲載となっています。

	掲載内容（案）
基本目標 1 安全・安心のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインの普及</li> <li>・防災対策</li> <li>・移動・交通支援</li> <li>・住まいのバリアフリー化</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
基本目標 2 日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスの充実</li> <li>・意思決定の支援</li> <li>・相談体制の充実</li> <li>・地域福祉の視点に立った活動</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
基本目標 3 医療による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の予防・早期発見</li> <li>・地域での医療体制の充実</li> <li>・健康増進施策</li> <li>・精神障害・難病への対応</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
基本目標 4 情報入手、 コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思疎通支援</li> <li>・情報アクセシビリティの向上</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
基本目標 5 障害児への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育や保育に関する支援の充実</li> <li>・一人ひとりのニーズに応じた教育</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
基本目標 6 就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援</li> <li>・企業への啓発</li> <li>・就労の場の確保</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
基本目標 7 文化的活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ活動の充実</li> <li>・文化・芸術活動の充実</li> <li>・その他講座等の充実</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
基本目標 8 理解促進・権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待への対応</li> <li>・差別解消・理解促進の取組</li> <li>・行政サービス等での合理的配慮の提供</li> <li>・成年後見制度の利用促進</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

## 第 4 章 各論

# 資料編

## 1. 統計資料

## 2. 各種調査結果

## 3. 第4次計画の進捗評価

## 4. 明石市地域自立支援協議会の委員構成

## 5. 策定経過

---

## 明石市第5次障害者計画

発行年月：2019年（平成31年）3月

発行：明石市

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

編集：明石市 福祉局 生活支援室 障害福祉課

電話：(078) 918-1344

FAX：(078) 918-5244

---